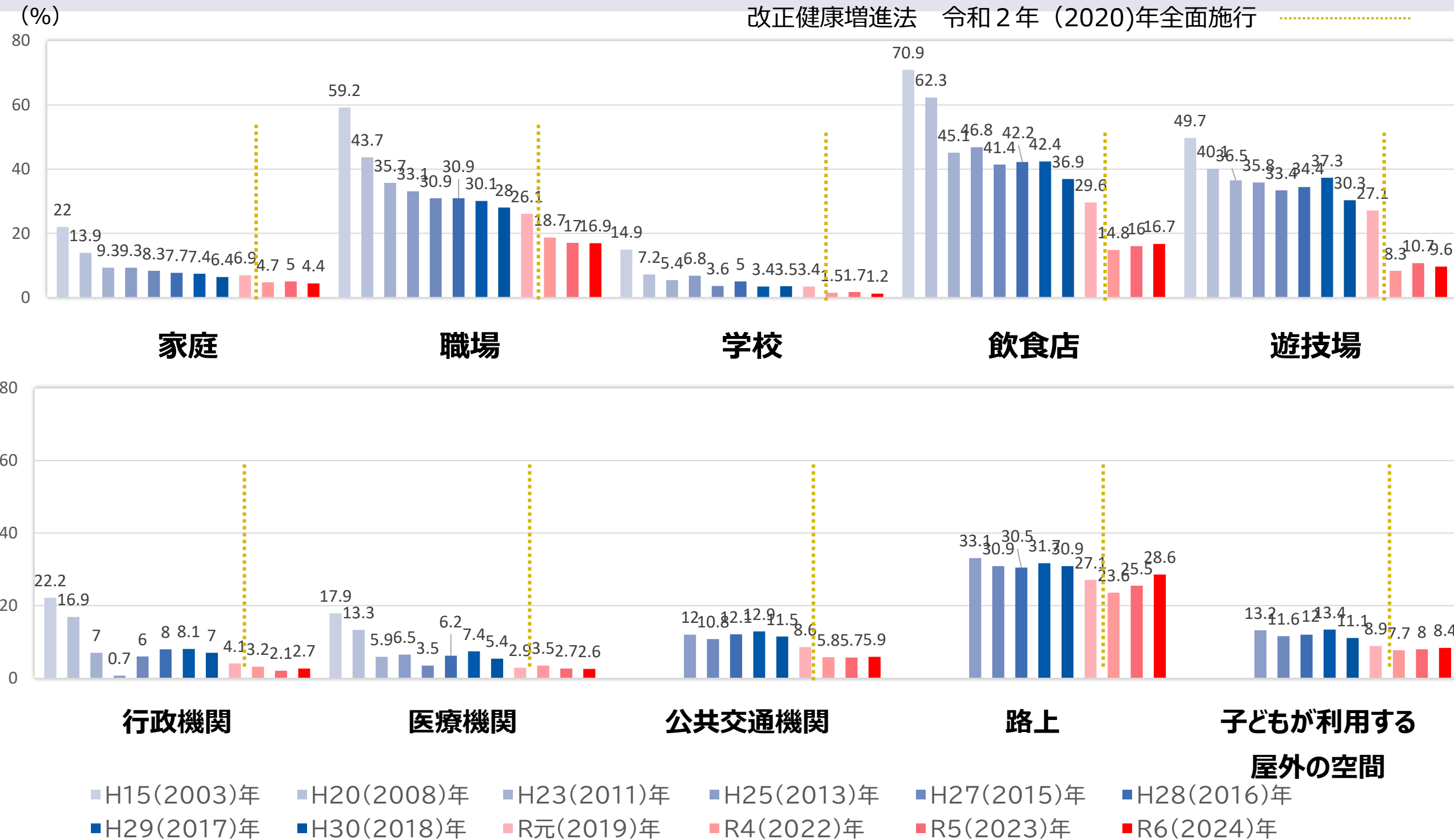


第8回 受動喫煙対策専門委員会	参考資料
令和8年7月16日	

議論のとりまとめ(案)関連資料（これまでの委員会提出資料）

受動喫煙の機会を有する者の割合

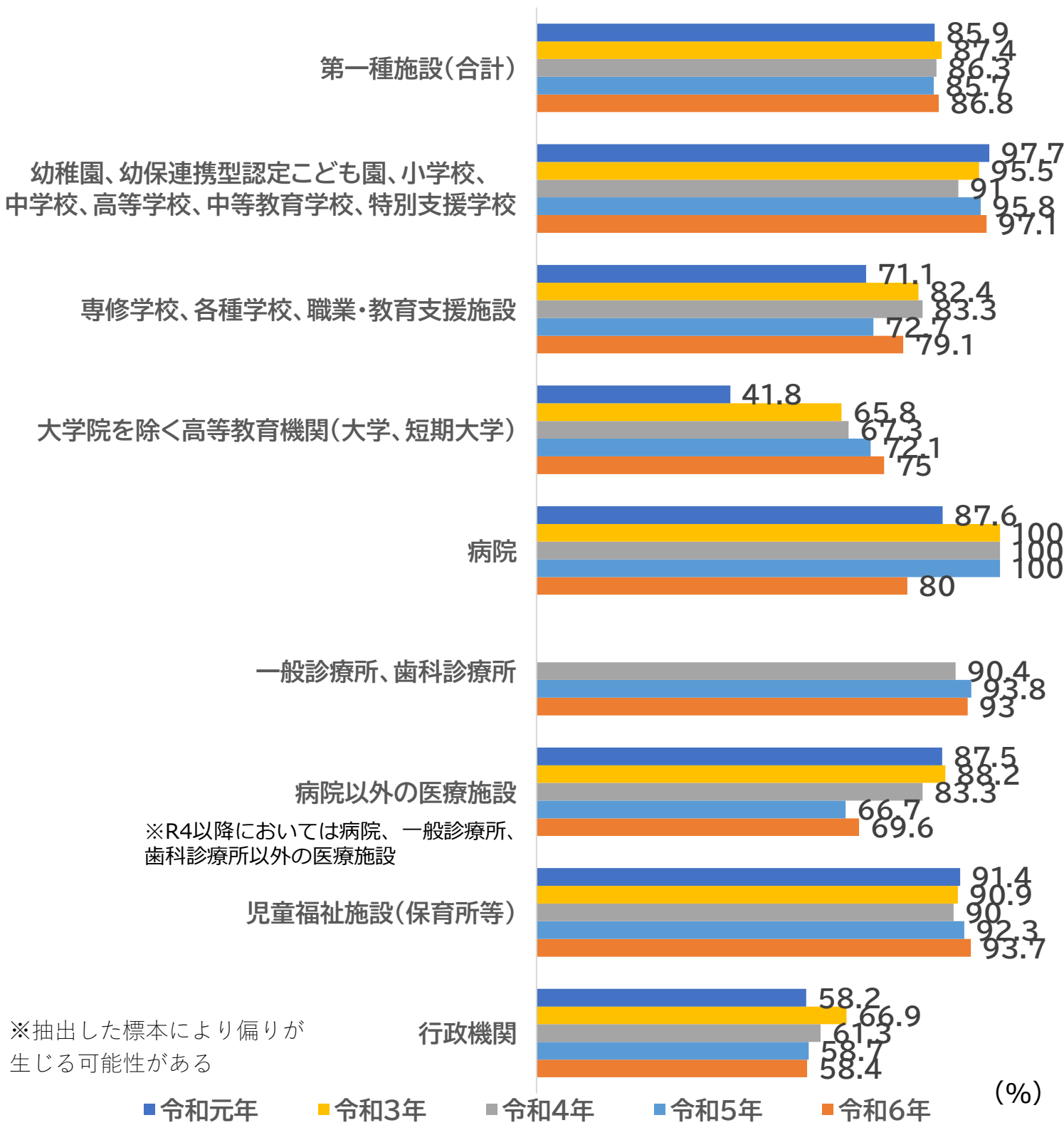
○ 受動喫煙の経験は減少傾向。特に飲食店における受動喫煙は健康増進法施行前後での減少幅は顕著。
※ 「1か月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。」という質問への回答。



注) 家庭は毎日受動喫煙の機会を有する者の割合。その他は、月に1回以上受動喫煙の機会を有する者。
学校、飲食店、遊技場などに勤務していて、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。
受動喫煙が生じた場所や場面は不明。
遊技場：ゲームセンター、パチンコ、競馬場など。

第一種施設における敷地内全面禁煙の状況

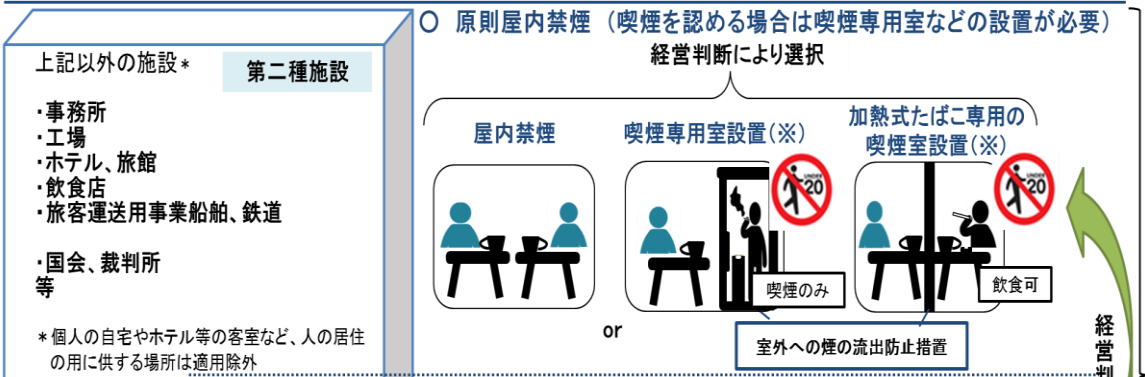
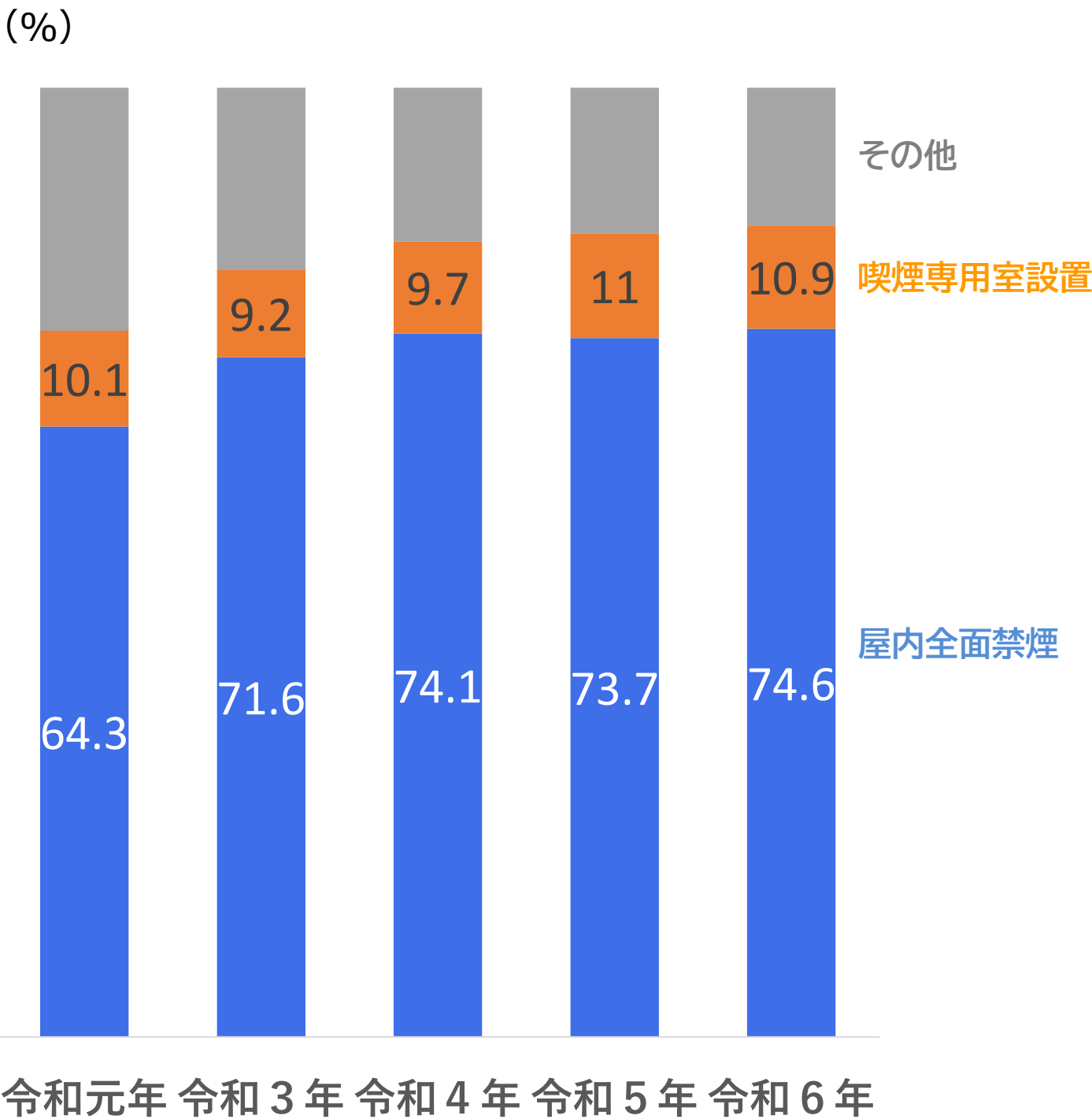
○ 特に配慮が必要な方が利用する施設では、敷地内全面禁煙の割合が高い。



【出典】喫煙環境に関する実態調査（厚生労働省）

第二種施設(事業所・飲食店等)の喫煙環境(紙巻きたばこ)

○ 第二種施設において、屋内全面禁煙の割合は健康増進法施行前後で増加幅が顕著(近年は横ばい)。

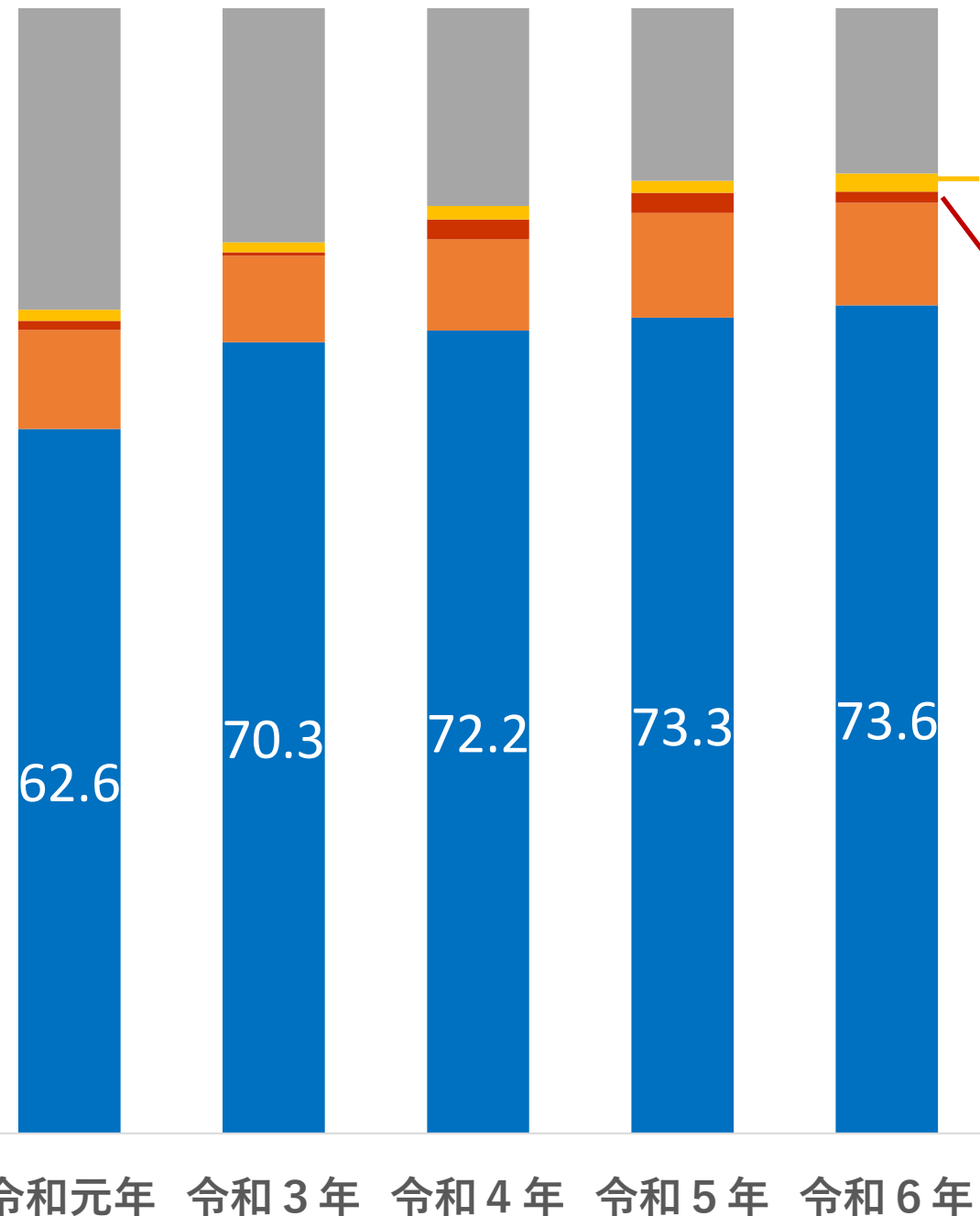


- 第二種施設においては、紙巻きたばこ、加熱式たばこの区別なく、原則屋内禁煙が求められる。
- 喫煙を認める場合は、喫煙専用室等の設置が必要

第二種施設(事業所・飲食店等)の喫煙環境(加熱式たばこ)

- 加熱式たばこも、屋内全面禁煙の割合は健康増進法施行前後で増加幅が顕著(近年は横ばい)。
- 加熱たばこの喫煙を認める場合でも、加熱式たばこ専用喫煙室よりも、喫煙専用室の割合の方が多い。

(%)



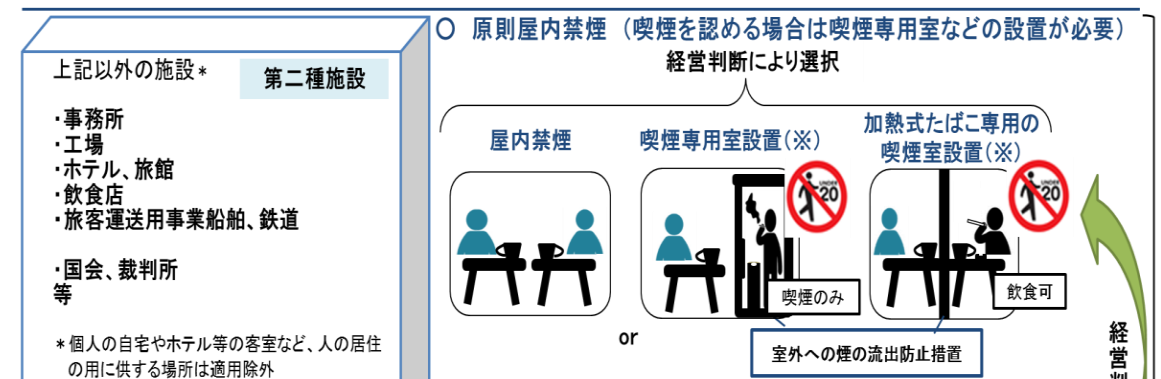
その他

加熱式喫煙・食事可能な部屋設置

加熱式喫煙のみの部屋設置

喫煙専用室設置

屋内全面禁煙

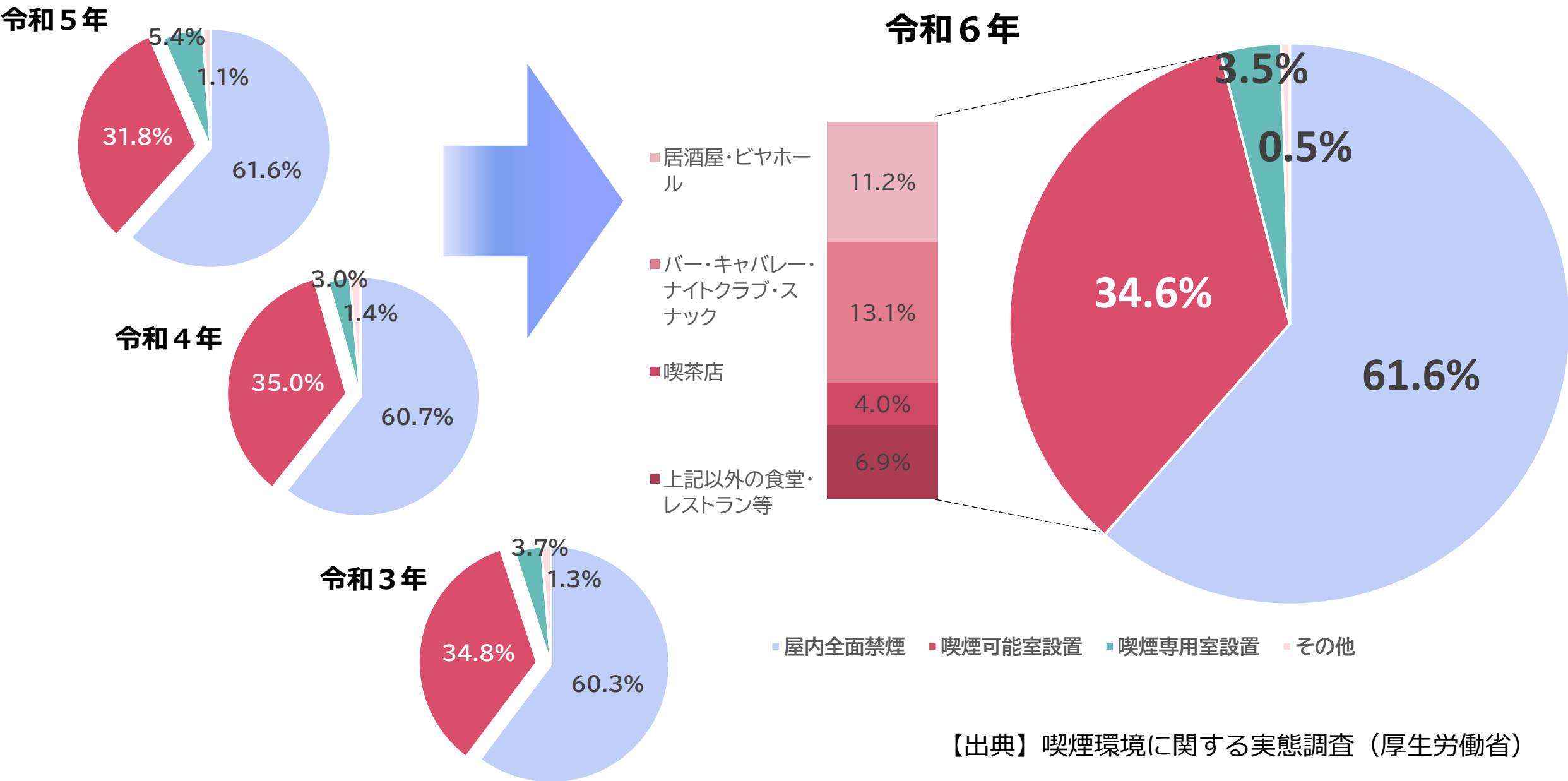


- 第二種施設においては、紙巻きたばこ、加熱式たばこの区別なく、原則屋内禁煙が求められる。
- 喫煙を認める場合は、喫煙専用室等の設置が必要

既存特定飲食提供施設における喫煙可能室の設置

○ 既存特定飲食提供施設¹⁾では、健康増進法改正以降、6割以上の施設で屋内全面禁煙であり、その割合は微増。喫煙可能室設置施設²⁾の割合は、34.6%と横ばい(令和6年度)。

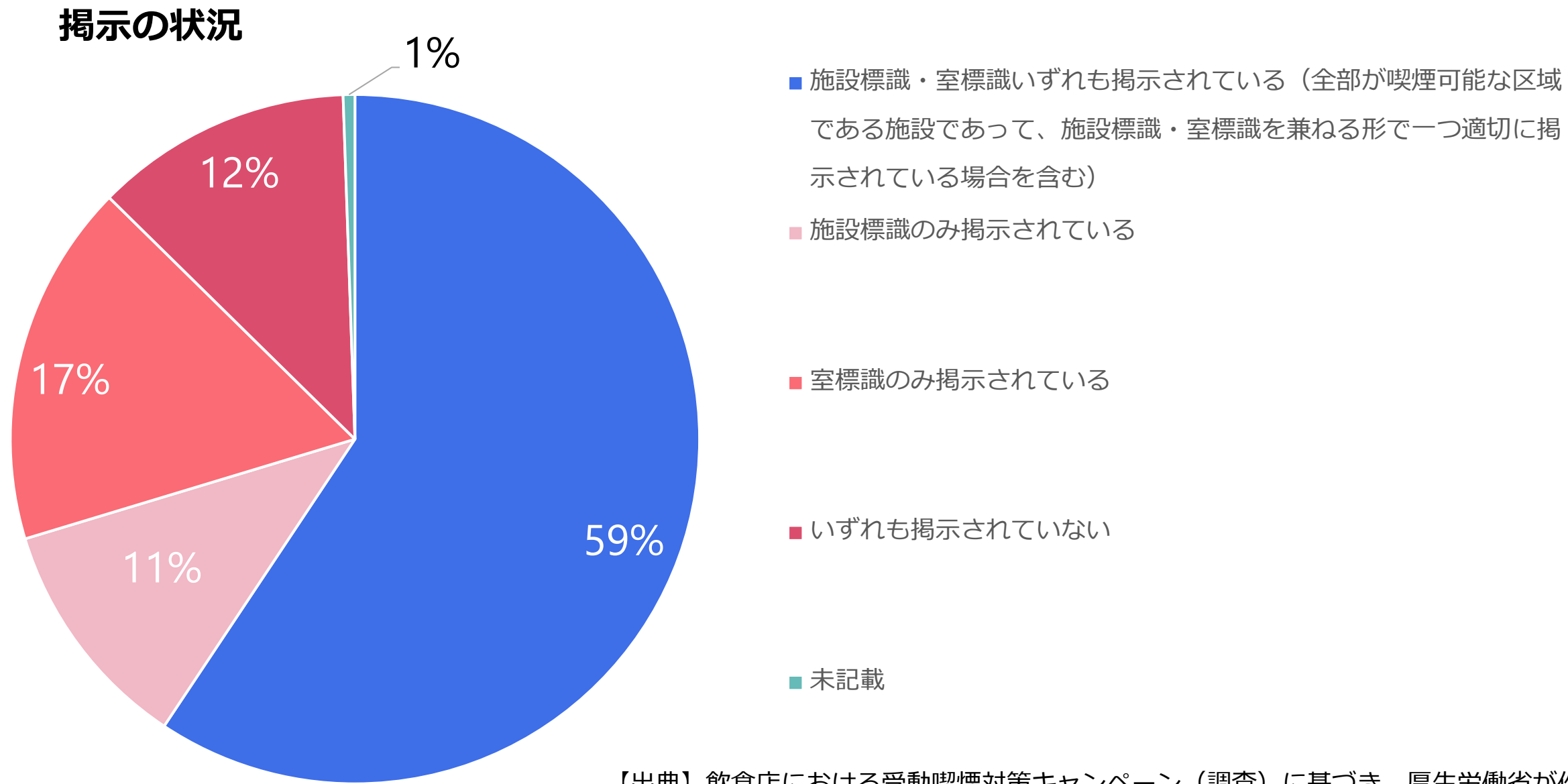
- 1) 令和2年4月1日に既存かつ、中小企業又は個人事業者、かつ客席面積100m²以下のものを既存特定飲食提供施設の要件に該当する施設を対象として調査。(発行済株式又は出資の総額又は総額の1/2以上ないし1/3以上を大規模会社が有していないという条件までは確認していない。)
- 2) 既存特定飲食提供施設のうち、屋内の喫煙環境について、「屋内全面禁煙または喫煙専用室設置以外」と回答したものが喫煙可能室設置施設の要件に該当するとした。(バー・キャバレー等の喫煙を目的とする施設(喫煙目的施設)が含まれている可能性がある。)



【出典】 喫煙環境に関する実態調査（厚生労働省）

喫煙可能室設置施設における掲示の状況

- 「施設標識、室標識いずれも掲示している」施設は59%、「施設標識のみ掲示している」施設は11%であった。
- また、施設標識、室標識のいずれも掲示されていない施設は12%であった。



【出典】 飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（調査）に基づき、厚生労働省が作成
 分析対象：2,109施設

喫煙可能室設置施設における20歳未満の保護に関する措置

- 20歳未満の者が喫煙エリアに立ち入らないための措置は、従業員に対しては93%の施設で、利用者に対しては81%の施設で講じられていた。
- 20歳未満の従業員が喫煙エリアに立ち入らないための措置としては、「20歳未満の従業員を雇用していない」が最も多く、「喫煙区画での業務は他の従業員が行う」と合わせて98%となった。
- 20歳未満の利用者が喫煙エリアに立ち入らないための措置としては、「入店できないこととしている」が最も多く、「喫煙禁止エリアに案内している」と合わせて95%となった。

20歳未満の従業員及び利用者が喫煙エリアに立ち入らないための措置

	従業員		利用者	
講じられている	1,957	93%	1,708	81%
講じられていない	76	4%	320	15%
未記載	76	4%	81	4%
計	2,109		2,109	

措置内容（従業員）	施設数	
20歳未満の従業員を雇っていない	1,863	95%
喫煙区画での業務は他の従業員が行う	59	3%
従業員を雇用していない	13	1%
その他（未記載含む）	22	1%
計	1,957	

措置内容（利用者）	施設数	
20歳未満の者は入店できないこととしている（適切な掲示によりそれぞれの選択肢が担保されている場合も含む。）	1,445	85%
20歳未満の客を喫煙禁止の区画に案内している（適切な掲示によりそれぞれの選択肢が担保されている場合も含む。）	178	10%
その他	85	5%
計	1,708	

- 38%の施設で、面積や資本金など要件に関する帳簿を具備していなかった。
- 喫煙可能室設置を届出済みの割合は94%と高い。ただし、これは本調査に際し、届出済みの施設を中心に対象施設を選定したことが要因の1つとして考えられる。また、届出を行っていない施設は、喫煙目的施設である可能性もある。

帳簿の具備

	施設数	
備えている	1,150	55%
備えていない	801	38%
未記載	158	7%
計	2,109	

届出

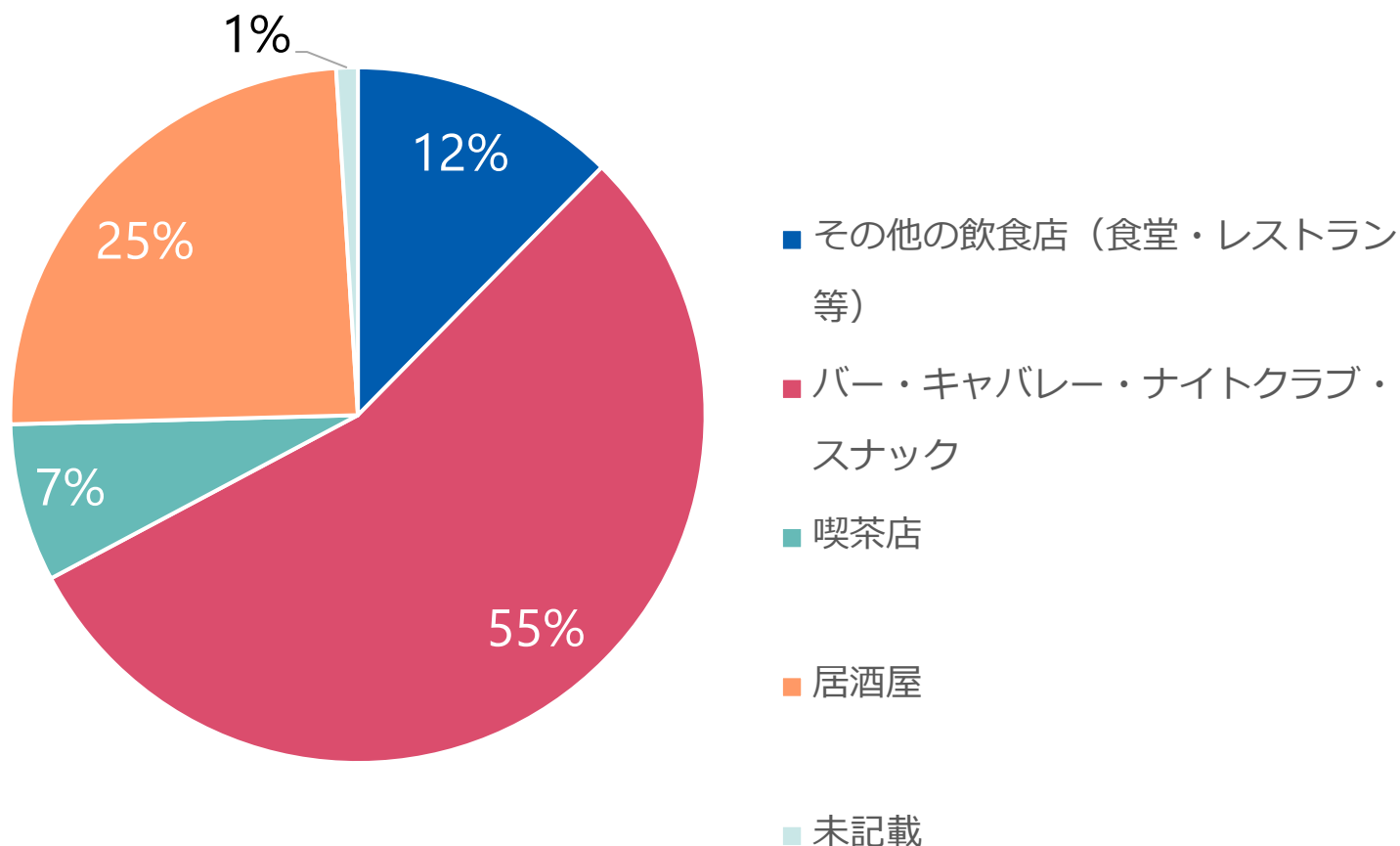
	施設数	
届出済み	1,987	94%
届け出ていない	93	4%
未記載	29	1%
計	2,109	

【出典】飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（調査）に基づき、厚生労働省が作成

喫煙目的施設と回答した施設の状況

- 調査対象施設(1,134施設)のうち、299施設(26%)が「喫煙目的施設」と回答(調査票に記載)があったが、そのうち、51施設(17%)が喫煙目的施設であるとの認識がなかった。
- 喫煙目的施設であると回答した施設を業態内訳で見ると、「バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック」が55%で最多。次いで居酒屋が25%であった。

業態内訳（喫煙目的施設）
分析対象 299施設

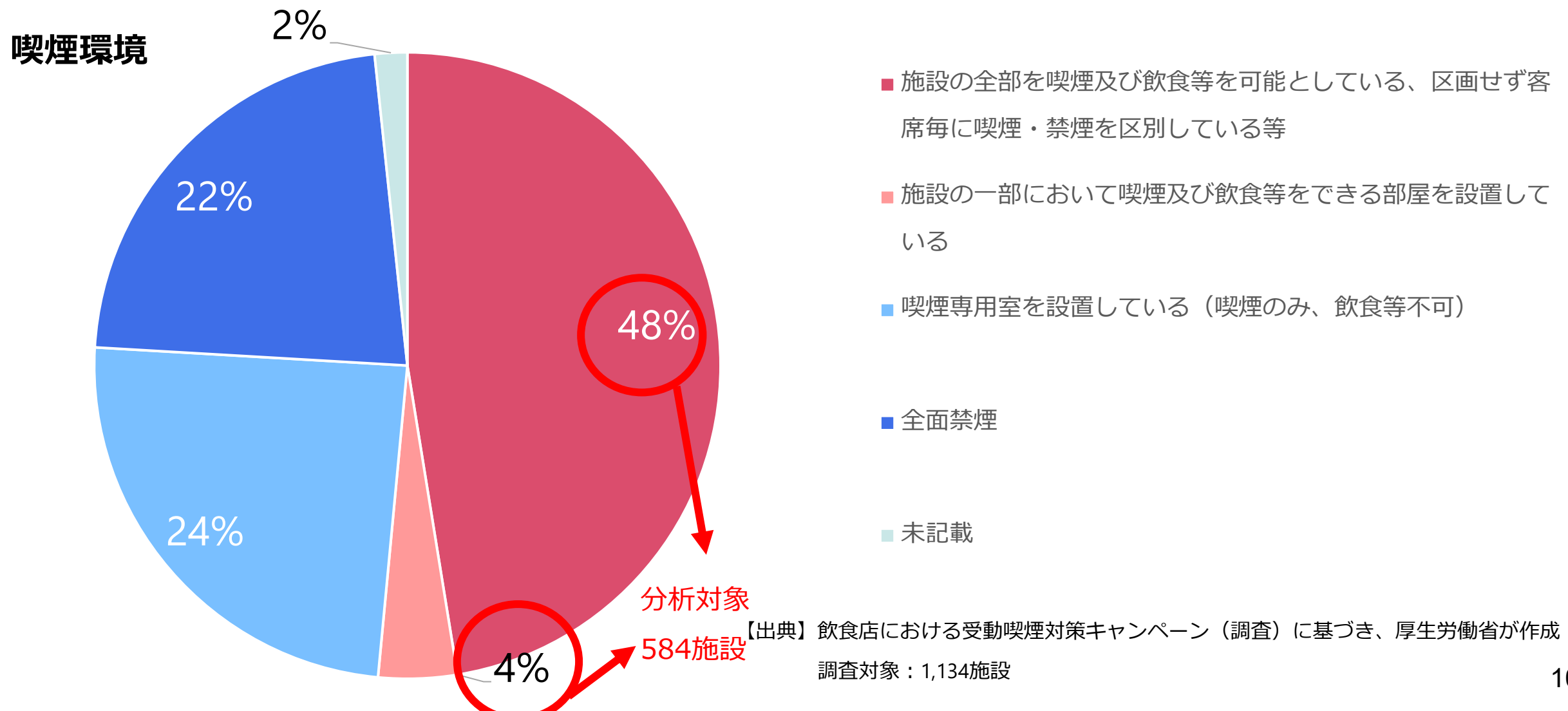


施設類型の認知

	施設数	
喫煙目的施設であることを認識していた	244	82%
認識していなかった	51	17%
未記載	4	1%
計	299	

既存特定飲食提供施設以外の施設の調査

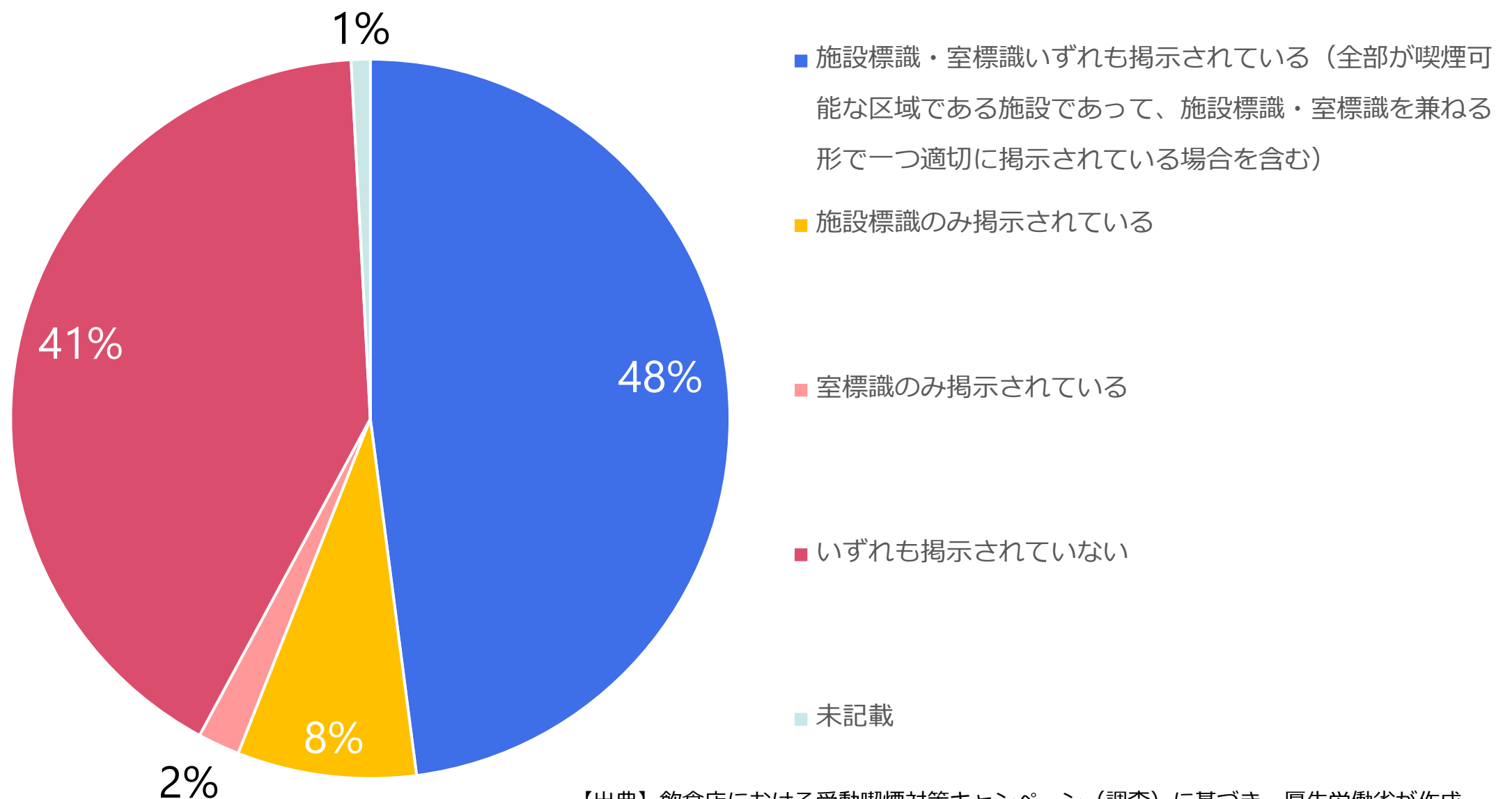
- 喫煙目的施設を想定した調査として、既存特定飲食提供施設以外の施設（施設要件または標識の掲示等から判断）で、屋内の喫煙を可能としていると考えられる飲食店（喫煙目的施設である可能性がある施設）に対して調査を行った。
- 調査の結果、
 - ・ 全面禁煙や喫煙専用室を設置していると回答した施設が46%。
 - ・ 施設の全部で飲食等しながら喫煙可能な（区画等していない）施設は538施設（48%）、一部において飲食等しながら喫煙可能な部屋を設置している施設は46施設（4%）
- これら584施設（52%）を、喫煙目的施設である可能性がある施設として、分析対象とした。



屋内喫煙が可能な施設（既存特定飲食提供施設以外） 掲示の状況

- 「施設標識、室標識いずれも掲示している」施設は48%、「施設標識のみ掲示している」施設は8%であった。
- 施設標識、室標識のいずれも掲示されていない施設は41%であった。

掲示場所の状況



【出典】飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（調査）に基づき、厚生労働省が作成

分析対象：584施設

屋内喫煙が可能な施設（既存飲食提供施設以外） 20歳未満の保護

喫煙目的施設

- 20歳未満の者が喫煙エリアに立ち入らない措置は、従業員に対しては85%の施設、利用者に対しては72%の施設で講じられていた。
- 20歳未満の従業員が喫煙エリアに立ち入らないための措置内容は、「20歳未満の従業員を雇用していない」が最も多く、「喫煙区画での業務は他の従業員が行う」と合わせると85%となった。
- 20歳未満の利用者が喫煙エリアに立ち入らないための措置内容は、「入店できないこととしている」が最も多く、「喫煙禁止エリアに案内している」と合わせると71%となった。

20歳未満の従業員及び利用者が喫煙エリアに立ち入らないための措置

	従業員		利用者	
講じられている	499	85%	422	72%
講じられていない	54	9%	126	22%
未記載	31	5%	36	6%
計	584		584	

措置内容（従業員）		施設数		措置内容（利用者）		施設数	
20歳未満の従業員を雇っていない		477	82%	20歳未満の者は入店できないこととしている （適切な掲示によりそれぞれの選択肢が担保されている場合も含む。）		378	65%
喫煙区画での業務は他の従業員が行う		15	3%	20歳未満の客を喫煙禁止の区画に案内している （適切な掲示によりそれぞれの選択肢が担保されている場合も含む。）		33	6%
その他		3	1%	その他		6	1%
未記載		89	15%	未記載		167	29%
計		584		計		584	

喫煙目的施設と回答した施設の状況②

- 喫煙目的施設と回答した施設(299施設)のうち、95施設(32%)が、健康増進法の内容を「どちらか」というと認知していない」「よく認知していない」との回答であった。
- また、95施設(32%)が必要な帳簿を備えていなかった。

法の認知

	施設数	
健康増進法の内容を十分に認知している	93	31%
どちらかというと認知している	103	34%
どちらかというと認知していない	57	19%
よく認知していない	38	13%
未記載	8	3%
計	299	

帳簿の具備

	施設数	
たばこの販売許可に関する情報を記載した帳簿を備えている	185	62%
備えていない	95	32%
未記載	19	6%
総計	299	

受動喫煙対策に係る自治体における指導状況等

- 健康増進法改正法の施行以降、地方自治体では、指導・助言、勧告を行っているほか、喫煙可能室の設置について届出を受理している。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言	総数	9,716	8,193	8,596
	喫煙禁止場所における喫煙	1,238	1,342	1,451
	喫煙器具、設備等の設置	2,020	1,864	1,716
	紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等	891	266	373
	20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせる	464	395	362
	その他	5,103	4,326	4,694
勧告	総数	…	3	…
	喫煙器具、設備等の設置	…	3	…
	その他	…	-	…
喫煙可能室	設置施設届出書の受理件数	9,155	3,339	2,856
	設置施設変更届出書の受理件数	226	179	155
	設置施設廃止書の受理件数	508	469	512

※公表・命令・過料の実績はない。

※当該報告は令和3年度から実施。（喫煙可能室設置施設の届出の受理件数は、**令和元年度以前66,737件、令和2年度51,704件**）

【出典】地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

令和2年度以前の喫煙可能室設置施設の届出数は、令和6年度厚生科学研究費補助金 受動喫煙防止等のたばこ対策の政策評価に関する研究（研究代表者：片野田耕太）

関係団体ヒアリングについて【飲食業関係】

	既存特定飲食提供施設	加熱式たばこ	喫煙目的施設	標識の掲示	その他
全国生活衛生 同業組合 中央会 ※会員組合の 発言を含む	○ <u>現行制度緩和</u> 事業承継した店舗や 新規店についても経 過措置の対象とする べき。	—	○ <u>現行制度維持</u> 喫煙を主たる利用目 的とする飲食店であ れば(スナック・バー 等に限らず)、<u>居酒屋 等であっても措置の 対象とするべき。</u>	○ <u>現行制度の徹底</u> 適切に掲示できてい ない店舗等への、周 知・指導が不足。 <u>全ての業種で全国統 一した標識を配布す るべき。</u>	○ <u>現行制度維持</u> コロナ禍の期間は、 受動喫煙防止対策が 十分に対応できる状 況になく、<u>5年後見直 しの検討は時期尚早。</u>
日本フード サービス協会	—	○ <u>現行制度維持</u> 研究データのみに依 らず、<u>関連団体の意 見も丁寧に反映させ、 慎重に検討するべき。</u>	○ <u>現行制度維持</u> これまでの設備投資、 将来の事業継続を考 慮するべき。	○ <u>現行制度の徹底</u> 制度の周知、<u>標識の 掲示等の指導の徹底</u> を図るべき。	—
日本飲食団体 連合会	○ <u>現行制度緩和</u> 新規参入店舗と既存 店舗の競争条件の公 平化を図るべき。	—	○ <u>現行制度維持</u> 現行制度を維持する とともに、業態では なく実態を重視した <u>運用とするべき。</u>	○ <u>現行制度の徹底</u> 望まない受動喫煙の 発生を防止するため、 <u>標識の視認性向上や グルメサイト等との 情報連携等、標識の 可視化を推進するべ き。</u>	○ <u>現行制度の徹底</u> コロナ禍の期間は周 知活動ができていな いため、<u>現行法の浸 透および運用の徹底</u> <u>を最優先するべき。</u>

※本資料は、各団体から提出のあった資料及び当日の発言から、制度へのご意見に当たるものを、事務局の責任において分類・要約したものである。

関係団体ヒアリングについて 【たばこ産業関係】

	既存特定飲食 提供施設	加熱式たばこ	喫煙目的施設	標識の掲示	その他
日本たばこ 協会	—	—	—	<u>○ 現行制度の徹底</u> 正しい標識の掲出 に向けた、行政によ る一層の周知啓発 を求める。	<u>○ 現行制度維持</u> 「望まない受動喫煙の防止」は、施 設利用者が事前に喫煙可否を把握 し、自らの意思で施設を選択でき る環境により実現可能。
全国たばこ 販売協同組 合 連合会／ 全国たばこ 耕作組合 中央会	—	—	—	<u>○ 現行制度の徹底</u> 行政が主導して掲 示率の向上に取り 組むべき。	<u>○ 現行制度維持</u> 屋内の喫煙環境を整備確保するこ とが、屋外も含めた社会全体の望 まない受動喫煙の防止につながる。 喫煙できる場所がさらに制限され ることとなれば、たばこの総需要 減少により販売店やたばこの廃業 農家の廃業が加速するおそれがあ る。

※本資料は、各団体から提出のあった資料及び当日の発言から、制度へのご意見に当たるものを、事務局の責任において分類・要約したものである。

関係団体ヒアリングについて（報告）【遊技業等関係】

	既存特定飲食 提供施設	加熱式たばこ	喫煙目的施設	標識の掲示	その他
日本遊技関 連 事業協会	—	○ <u>現行制度維持</u> 加熱式たばこについては、科学的エビデンスに基づき、公平公正な対応が必要であり、<u>経過措置を当面維持した上で、研究結果等を踏まえ、慎重に議論する</u>べき。	—	○ <u>現行制度の徹底</u> 望まない受動喫煙防止対策の実効性を高めるためには、<u>標識掲示の徹底等、運用での対応</u>が重要	—
全国麻雀業 組合総連合 会	—	○ <u>現行制度維持</u> 指定(加熱式)たばこ専用喫煙室に関する<u>経過措置が廃止されると、非常に営業上の問題がある</u>ので、麻雀業界の現状や業態の特性等に配慮し、制度の運用を検討してほしい。	—	○ <u>現行制度の徹底</u> <u>標識掲示をさらに徹底</u>すれば、「望まない受動喫煙」の防止は十分に達成できる。	—
日本カラオケ ボックス協会 連合会	—	○ <u>現行制度維持</u> カラオケボックス利用者の約3割から4割が加熱式たばこを使用しており、これまでの設備投資も考慮し、<u>指定(加熱式)たばこ専用喫煙室の経過措置を継続</u>するべき。	—	○ <u>現行制度の徹底</u> <u>掲示の徹底</u>で法の趣旨は達成可能	—

※本資料は、各団体から提出のあった資料及び当日の発言から、制度へのご意見に当たるものを、事務局の責任において分類・要約したものである。

地方自治体との意見交換について

実施方法等

- 都道府県、保健所設置市、特別区(計157団体)に質問を送付し、回答を受領。【回答:146団体】
 - ①各自治体における条例等
 - ②喫煙目的施設の実態
 - ③改正健康増進法の事務実施の現状及び事務に関する提案等について
- 1月29日(木)、意見交換会を開催。(オンライン形式、非公開)【出席:143団体】

回答・意見の概要

- ① 各自治体における条例等
 - ・環境美化等の目的も含め喫煙に関する様々な条例が制定されていた(検討中の自治体もあり)。
- ② 喫煙目的施設の実態
 - ・現行制度では、届出制としていないため、店舗の実態が把握できておらず、指導等を適切に実施できていない【76団体】
 - ・掲示がない店舗では確認できないことから、外部からの通報等をきっかけに対応を行うにとどまる【11団体】といったように、実態の把握が困難という意見が多数あった。
- ③ 改正健康増進法の事務実施の現状等
 - ・指導等を行うにあたって、喫煙目的施設、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室設置施設それぞれにおいて、個別具体的な事案を判断する際に、要件などの解釈、適用に苦慮するという意見が非常に多くあった【114団体】。

(参考) 地方自治体からの主な提案・要望

【喫煙目的施設】

- 喫煙目的施設の現行法令上の要件(「主として」「主食」等)を明確に示し、自治体・施設管理者も理解しやすい基準にしてほしい。

【指定たばこ専用喫煙室】

- 指定たばこ専用喫煙室は屋内の「一部」に設置可能であるが、「一部」の解釈が統一されていないため、基準を示してほしい。

【既存特定飲食提供施設】

- 既存特定飲食提供施設の事業承継の基準(経営主体の同一性、従業員等の解釈)について示してほしい。

【その他】

- 屋内から屋外に排気する設備について例を示してほしい。エアカーテン使用した場合の気流の考え方について教えてほしい。